

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-自動車運送業分野の基準について-

令和6年12月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

令和6年12月19日公表

令和7年2月17日一部改正

令和7年7月15日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、自動車運送業分野についても「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和6年3月29日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっており、自動車運送業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1362号。以下「告示」という。）において、自動車運送業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、

自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）1号特定技能外国人が従事する業務 1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）に定める試験区分に対応し、別表c. 業務区分（5（1）関係）の欄に掲げる業務とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車運送業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格により確認された業務をいう。 なお、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：車両

の清掃など試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。

【主たる業務】

- 自動車運送業分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、特定技能基準省令第 1 条第 1 項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。
 - ・トラック運転者の業務区分については、運行業務（安全な貨物の輸送等）及び荷役業務（荷崩れを起こさない貨物の積付け等）が対象となります。
 - ・タクシー運転者及びバス運転者の業務区分については、運行業務（安全な旅客の輸送等）及び接客業務（乗客対応等）が対象となります。
 - ・なお、業務の遂行に際しては、道路運送法、貨物自動車運送事業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。

【関連業務】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。
 - （注）専ら関連業務に従事することは認められません。
 - ・車両の清掃
 - ・運行前後の準備、片付け

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。問合せ先については、国土交通省物流・自動車局のホームページを御覧ください。
 （URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html）

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第15－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車運送業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とし、タクシー運送業及びバス運送業においては、これらの試験の合格に加え、新任運転者研修を修了した者とする。

（1）技能水準（試験区分）

別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験

（2）日本語能力水準

別表b. 試験区分（3（2）関係）の欄に掲げる試験

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

「自動車運送業分野特定技能1号評価試験」及び「第一種運転免許」又は「第二種運転免許」（運用方針3（1）の試験区分：運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）のとおり）

（1）技能水準及び評価方法

（技能水準） （略）

（評価方法）

ア～ウ （略）

エ 「運転免許」

（ア）トラック運送業

各都道府県公安委員会が行う第一種運転免許試験（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第3項に規定する運転免許試験の一部免除による免許取得（いわゆる外免切替制度）を含む。）

（イ）タクシー運送業及びバス運送業

各都道府県公安委員会が行う第二種運転免許試験

告示第1条（抜粋）

自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。

一 （略）

二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第3条第3号において同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。）を修了していること。

- 1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格並びに日本の自動車運転免許の保有が必要です。
- トラック運送業においては、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除され

ます。

- タクシー運送業及びバス運送業においては、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格並びに第二種運転免許の保有に加え、新任運転者研修の修了が必要です。当該研修の修了に当たっては、業界団体が定めた効果測定基準に達する必要があります。
- なお、自動車運送業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

＜トラック運送業の場合＞

- 技能水準を証するもの
 - ・ 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）の合格証明書の写し
 - ・ 第一種運転免許
- 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- ※ 特定活動55号から特定技能1号への在留資格変更許可申請の際は、提出不要な場合があります。詳細は提出書類一覧表を御確認ください。

＜タクシー運送業及びバス運送業の場合＞

- 技能水準を証するもの
 - ・ 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）又は自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）の合格証明書の写し
 - ・ 第二種運転免許
- 日本語能力を証するもの
 - ・ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し
- ※ 特定活動55号から特定技能1号への在留資格変更許可申請の際は、提出不要な場合があります。詳細は提出書類一覧表を御確認ください。
- その他
 - ・ 業界団体が作成した新任運転者研修の修了を証する書類

【参考】

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える（以下「外免切替」という。）に当たっての受験資格や必要書類等は以下のとおりです。

詳しくは各都道府県警察の運転免許センターにお問い合わせください。

○ 外免切替における受験資格及び必要な書類等

(受験資格)

○大型免許：21歳以上、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上の者(海外における運転経歴を含む)

○中型免許：20歳以上、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して2年以上の者(海外における運転経歴を含む)

○普通免許・準中型免許：18歳以上

(必要な書類等)

- ① 免許申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。））

免許申請書と併せて、病気の症状等についての「質問票」を提出する必要があります。

- ② 住民票の写し（規則第17条第2項第1号）

本籍（国籍等）が記載された住民票の写し（コピー不可）

- ③ 有効な外国等の国内運転免許証（規則第18条第1項第6号）

免許取得日（初回取得日）が記載されていない場合、又は複数の免許種類を保有していてそれぞれの取得日が記載されていない場合には、各免許取得日が確認できる運転免許経歴証明書等が必要となります。

- ④ 日本語による外国等の国内運転免許証の翻訳文（規則第18条第1項第6号）

翻訳文は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの者が作成したもので、当該免許で運転することができる自動車等の種類、当該免許又は当該免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限られます。

（ア）当該免許証を発給した外国等の行政庁等又は当該外国の領事機関

（イ）ドイツ自動車連盟（ドイツのみ）、台湾日本関係協会（台湾のみ）

（ウ）日本自動車連盟（JAF）、ジップラス株式会社

- ⑤ 身分証明書（規則第17条第2項第9号）

在留カード、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等

- ⑥ 申請用写真（規則第17条第2項第10号）1枚

縦3センチメートル×横2.4センチメートル、無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、正面、上三分身、無背景、申請前6か月以内に撮影したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

- ⑦ 旅券その他の書類（規則第18条第1項第6号）

外国免許を受けた後、当該外国免許の取得年月日から起算して、当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上であることを証明する書類。

旅券に出入国が記録されていない場合など、外国免許取得後の滞在期間が確認できない場合には、出入国記録証明書や滞在証明書など滞在期間を証明する書類が必要となります。また、滞在期間が1年を超える場合には、初心者マークの表示義務が免除されるなどの特例があるため、古いパスポートや昔の外国運転免許証など、可能な限り、運転免許取得後の滞在期間が分かる資料を持参してください。

- ⑧ 日本の運転免許証（現在又は過去に受けたことのある方）
- ⑨ 手数料
- ⑩ その他

申請に必要な書類は、運転免許証が真正であることの証明書や運転免許試験を受けた証明書などを求める場合もあり、国によって必要書類が異なりますので、事前に、各都道府県警察の運転免許センターにお問い合わせください。

○ 第二種運転免許試験における受験資格

21歳以上、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上のもの(海外における運転経歴を含む)。

なお、特別な教習を修了すると、19歳以上であり、かつ、普通免許等を受けていた期間が通算して1年以上あれば、第二種免許、大型免許及び中型免許の運転免許試験を受けることができます。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類43 道路旅客運送業
- 二 中分類44 道路貨物運送業

告示第3条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 自動車運送事業（法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
- 二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲

げる活動を行おうとする外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。

四 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

五 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

六 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

七 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 自動車運送業分野の特定技能外国人を受け入れる事業所は、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち以下のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
 - ① 中分類43 道路旅客運送業
 - ② 中分類44 道路貨物運送業
- また、自動車運送業分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、自動車運送事業（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営んでいるほか、一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けていること又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有していることが必要です。
- タクシー運送業及びバス運送業の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該業務に従事しようとする外国人に対し、新任運転者研修を実施しなければなりません。
- 自動車運送業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する自動車運送業分野特定技能協議会の構成員にならなければなりません。
- 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しない

ことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

- 特定技能所属機関が適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、自動車運送業分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- なお、自動車運送業分野特定技能協議会に関する問合せ先については、国土交通省物流・自動車局のホームページを御覧ください。

(URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html)

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 15－1 号）（特定技能所属機関）
- 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 15－2 号）（登録支援機関）
- 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 自動車運送事業（法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
- 二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。
- 四 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 五 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 六 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 七 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

○ 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、

自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一（略）

二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

三～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。

一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこと。

二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第3条第3号において同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。）を修了していること。

- 在留資格「特定技能１号」に係る上陸基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第６号に基づき告示をもって定めたものです。
- １号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、１号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- １号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- タクシー運送業及びバス運送業において、１号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、新任運転者研修を修了した者しか受け入れることができません。
- なお、当該研修の修了に当たっては、業界団体が定めた効果測定の基準に達する必要があります。

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１５－１号（特定技能所属機関））
- タクシー運送業及びバス運送業の業務に従事する場合は、業界団体が作成した新任運転者研修の修了を証する書類

【留意事項】

- 運転免許の取得費用の負担については、所属機関が負担することが望ましいですが、受入れ外国人（受け入れる予定の外国人を含む。以下同じ。）本人が負担する場合は、採用時等に受入れ外国人が十分に理解できる言語による説明を行うなど、丁寧な説明を心掛け、事前に受入れ外国人の了承を得るようにしてください。
- また、特定技能制度では、特定技能外国人の受入れに関し、特定技能の適正な活動が阻害されることを防ぐため、労働基準法第１６条の規定とは別に、上陸基準省令及び特定技能基準省令において、特定技能雇用契約に基づく外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収、財産の管理、違約金を定める契約又は不当に財産の移転を予定する契約を禁止しています。特定技能の適正な活動が阻害されることには、特定技能外国人が労働を強制される契機となることや、自由に転職・退職できないことを含みます。
- 上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に抵触し、外国人の受入れができなくなるおそれがある例としては、受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件と

して、免許取得費用の返済を免除する内容の契約を締結することや、受入れ外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約を締結することが挙げられます。これらの上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に基づき、日本人と異なる取扱いになったとしても、特定技能基準省令第1条第1項第4号に掲げる報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての差別的な取扱いには該当しません。

- なお、受入れ外国人の運転免許の取得費用について、所属機関が当該費用を賃金に含めて補填することは、上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に抵触しません。

(参考)

- 労働基準法第16条

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

- 上陸基準省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の下欄第2号

申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

- 特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

(7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

第6 在留資格「特定活動」による入国・在留

(1) 目的及び関係規定

- 1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事するに当たっては、我が国の運転免許の取得のほか、タクシー運送業及びバス運送業においては新任運転者研修の修了が必要となることから、一定期間我が国での在留を認める措置が必要となります。

そのため、分野別運用要領において、1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事しようとする外国人について、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める旨が定められています。

- 当該「特定活動」(以下「特定活動(特定自動車運送業準備)」という。)については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件(令和7年2月17日改正・平成29年法務省告示第131号。以下「特定活動告示」という。)の第55号において、その活動内容及び「特定活動(特定自動車運送業準備)」で在留する外国人(以下「特定自動車運送業準備外国人」という。)本人の基準等が定められているほか、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第55号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件(令和7年法務省告示第36号。以下「特定自動車運送業準備基準告示」という。)において、所属機関の基準等が定められています。
- 本特定活動は、自動車運送業分野において特定技能1号として活動するために必要な我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講(タクシー運送業及びバス運送業の場合)等を目的とするものであり、我が国の運転免許の保有及び新任運転者研修の修了を除き、外国人の要件及び所属機関等の要件について、特定技能1号を受け入れる場合と同様の要件を満たす必要があります。

そのため、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定については、上陸基準省令及び特定技能基準省令と同様の内容となっています。

本章では、主に特定技能1号とは異なる部分を記載しているため、その他の要件の詳細については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御参照ください。

- 特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定の内容は以下20ページから32ページのとおりです。
- なお、本邦に在留している外国人(「留学」や「家族滞在」等の在留資

格で在留している者）が、自動車運送業分野において特定技能１号として活動するために必要な我が国の運転免許を取得している場合（トラック運送業に限る）、又は当該運転免許を取得した後、資格外活動許可を取得した上で新任運転者研修を修了した場合（タクシー運送業及びバス運送業に限る）においては、本特定活動を経由することなく、特定技能１号へと移行することができます。

【関係規定】

分野別運用方針（抜粋）

５ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（２）特定技能所属機関に対して特に課す条件

カ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能１号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。

分野別運用要領（抜粋）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

３．在留資格「特定活動」による入国・在留

運用方針５（１）に掲げる業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、下記４（５）に定める新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第３８条第１項、第２項及び第５項並びに第３９条に規定する事項についての指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいう。）を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める（在留期間の上限は、トラック運送業については６月、タクシー運送業及びバス運送業については１年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能１号」の在留資格をもって在留する通算在留期間に算入しない。）。

また、当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。

４．分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（５）新任運転者研修の実施（運用方針５（２）カ関係）

タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能１号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施する。

告示第１条

一（略）

二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」とい

う。)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第3条第3号において同じ。)に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。)を修了していること。

特定活動告示第55号

別表第16に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法別表第1の2の表の特定技能(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)の在留資格への変更を受け、特定産業分野である自動車運送業分野に属する技能を要する業務に従事する活動を行うことを目的として、この号に掲げる活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画であつて、法務大臣が別に定めるところにより作成し、かつ、法務大臣が別に定める基準に適合するものに基づく支援を受けることができる環境の下で、法務大臣が指定する本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約(以下「特定自動車運送業準備雇用契約」という。)であつて、法務大臣が別に定める特定自動車運送業準備雇用契約及びその相手方となる本邦の公私の機関の基準に適合するものに基づき、講習及び指導(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることを含む。)を受け、若しくは自動車運送業分野に属する技能を要する業務に付随する業務に従事する活動又は別表第17に掲げる免許を受けるために自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受ける活動

別表第16

- 一 18歳以上であること。
- 二 健康状態が良好であること。
- 三 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動において従事する業務(当該業務において要する技能の属する特定産業分野が自動車運送業分野であるものに限る。次号において同じ。)に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
- 四 本邦での生活に必要な日本語能力及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動において従事する業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
- 五 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ホに規定する法務大臣が告示で定める外国政府又は地域(出

入国管理及び難民認定法施行令（平成１０年政令第１７８号）第１条に定める地域をいう。第９号において同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

六 特定技能（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間が通算して５年に達していないこと。

七 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

八 申請人が特定自動車運送業準備雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における本則第５５号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

九 申請人が国籍若しくは住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

十 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

十一 労働者派遣法第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定自動車運送業準備雇用契約を締結していないこと。

別表第１７

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第８４条第３項の大型自動車免許、同項の中型自動車免許、同項の準中型自動車免許若しくは同項の普通自動車免許又は同条第４項の大型自動車第二種免許、同項の中型自動車第二種免許若しくは同項の普通自動車第二種免許

特定自動車運送業準備基準告示第１条

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号。以下「特定活動告示」という。）第５５号に掲げる活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（以下「特定自動車運送業準備外国人支援」という。）の実施に関する計画（以下「特定自動車運送業準備外国人支援計画」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容
 - イ 特定活動告示第55号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が在留資格認定証明書の交付を受けずに本邦に上陸しようとする場合にあっては出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第6条第2項の申請前、当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては在留資格の変更の申請前）に、当該外国人に対し、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下「特定自動車運送業準備雇用契約」という。）の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。
 - ロ 当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。
 - ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。
- 二 当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後）、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。
 - （1）本邦での生活一般に関する事項
 - （2）法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続
 - （3）特定自動車運送業準備雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定自動車運送業準備所属機関」という。）又は当該特定自動車運送業準備所属機関から契約により特定自動車運送業準備外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先
 - （4）当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項
 - （5）防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項
 - （6）出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項
- ホ 当該外国人が二（2）に規定する届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

ヘ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。 ト 当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。 チ 当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。 リ 当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定自動車運送業準備雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の特定活動告示第55号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。 ヌ この条の規定に適合する特定自動車運送業準備外国人支援計画（以下「適合特定自動車運送業準備外国人支援計画」という。）の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）又は外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の適合特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。 二 適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関（法第19条の27第1項に規定する登録支援機関をいう。以下同じ。）に委託する場合にあつては、当該登録支援機関に係る法第19条の25第1項に規定する登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容 三 特定自動車運送業準備外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあつては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容 四 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名 2 特定自動車運送業準備外国人支援計画は、特定自動車運送業準備所属機関が、日本語及び当該特定自動車運送業準備外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付しなければならない。	第2条 特定活動告示第55号に規定する特定自動車運送業準備外国人支援計画の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 特定活動告示第55号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定自動車運送業準備所属機関（契約により他の者に特定自動車運送業準備外国人支援の全部の実施を委託した特定自動車運送業準備所属機関を除く。）及び特定自動車運送業準備所属機関から契約により特定自動車運送業準備
--	---

外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。

- 二 前条第1項第1号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。
- 三 前条第1項第1号イ、二、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。
- 四 特定自動車運送業準備外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。

第3条

特定活動告示第55号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備雇用契約の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 労働基準法その他の労働に関する法令の規定に適合していること。
- 二 外国人の所定労働時間が、特定自動車運送業準備所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- 三 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 四 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。
- 五 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。
- 六 特定自動車運送業準備雇用契約に基づいて外国人が特定活動告示第55号に掲げる活動を行う事業所が、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - イ 中分類43 道路旅客運送業
 - ロ 中分類44 道路貨物運送業
- 七 外国人が特定自動車運送業準備雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定自動車運送業準備雇用契約の相手方である特定自動車運送業準備所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定自動車運送業準備雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。
- 八 特定自動車運送業準備所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

第4条

特定活動告示第55号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関

の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第1号から第11号まで、第18号及び第19号の各号）に掲げるとおりとする。

- 一 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
- 二 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（法第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約（当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務において要する技能の属する特定産業分野が自動車運送業分野であるものに限る。）を締結している場合にあっては、当該業務と同種の業務に従事していた労働者を含む。）を離職させていないこと。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定自動車運送業準備所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ 自発的に離職した者

三 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

（1）労働基準法第117条（船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第89条第1項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第12

- 0条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
- （2）船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条（同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定（これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。）
- （3）職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- （4）船員職業安定法第111条から第115条までの規定
- （5）法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
- （6）最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- （7）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
- （8）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- （9）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- （10）労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- （11）港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- （12）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用手配の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- （13）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定

- (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（技能実習法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（技能実習法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る技能実習法第113条の規定
- (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第8項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ニ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ホ 精神の機能の障害により特定自動車運送業準備雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
- リ 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- （1）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
 - （2）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
 - （3）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
 - （4）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
 - （5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
 - （6）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の2の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
 - （7）特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
 - （8）外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるかを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭

その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定自動車運送業準備雇用契約を締結する行為

(9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

(10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為

ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ 法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五 特定自動車運送業準備雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定自動車運送業準備雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

六 特定自動車運送業準備雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定自動車運送業準備雇用契約を締結していないこと。

七 他の者との間で、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

八 特定自動車運送業準備外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

九 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係

の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

十 特定自動車運送業準備雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

十一 特定自動車運送業準備雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

十二 次のいずれかに該当すること。

イ 過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ 役員又は職員であって過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

十三 特定自動車運送業準備雇用契約の当事者である外国人に係る特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

十四 特定自動車運送業準備外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該特定自動車運送業準備外国人支援を行う事業所に特定自動車運送業準備雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

十五 支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の特定自動車運送業準備外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

十六 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後

に、適合特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づいた特定自動車運送業準備外国人支援を怠ったことがないこと。

十七 支援責任者又は支援担当者が特定自動車運送業準備雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

十八 特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。

イ 自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。

ロ 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。

ハ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1362号）第3条第4号から第6号までのいずれにも該当すること。

ニ 登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、ハに該当する登録支援機関に委託することとしていること。

十九 次のいずれかに該当するとき、遅滞なく、出入国在留管理庁長官にその旨を報告することとしていること。

イ 特定自動車運送業準備雇用契約の変更をしたとき、若しくは特定自動車運送業準備雇用契約が終了したとき、又は新たな特定自動車運送業準備雇用契約の締結をしたとき。

ロ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の変更をしたとき。

ハ この条の各号列記以外の部分に規定する契約の締結若しくは変更をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

（2）活動内容及び要件等

① 活動内容

○ 特定自動車運送業準備外国人が行うことができる活動は次のとおりです。

・ 外免切替等による運転免許の取得に係る諸手続（自動車教習所への

通所を含む。)

- ・ 新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合）
- ・ 車両の清掃等の関連業務
- 特定自動車運送業準備外国人は、1号特定技能外国人としての活動を行う予定である機関との雇用契約に基づき、上記の活動を行うことができます。
- 本特定活動の在留期間は、トラック運転者の場合は6月、タクシー運転者及びバス運転者の場合は1年となり、在留期間の更新はできません。

また、本特定活動の在留期間が残っている場合でも、運転免許の取得及び新任運転者研修（タクシー運送業及びバス運送業の場合）を修了した場合は速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。

- 本特定活動で在留する期間については、「特定技能1号」の通算在留期間に含まれません。

② 要件

ア 特定自動車運送業準備外国人本人の要件

- 特定自動車運送業準備外国人本人の要件のうち、次のものについては「特定技能1号」と同様の要件です。
 - ・ 年齢に関するもの
 - ・ 健康状態に関するもの
 - ・ 本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験に合格していること（＊1）
 - ・ 退去強制令書の円滑な執行へ協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関が発行した旅券を所持していること
 - ・ 通算在留期間に関するもの
 - ・ 保険金の徴収・違約金契約等に関するもの（＊2）
 - ・ 費用負担の合意に関するもの
 - ・ 本国において遵守すべき手続に関するもの
 - ・ 労働者派遣の対象となることを内容とする雇用契約を締結していないこと（＊3）

※ 上記＊1の要件の詳細については本運用要領別冊第2を、＊2の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節及び後述【留意事項】を、＊3の要件の詳細については本運用要領別冊第5を、その他の要件の詳細については「特定技

能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節を御参照ください。

- 本特定活動で本邦に入国・在留しようとする外国人は、本特定活動で在留中に我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合）を行うこととなるため、本特定活動に係る在留諸申請時には、我が国の運転免許の保有及び新任運転者研修を修了している必要はありません。
- 在留資格変更許可申請においては、法務大臣が変更を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り許可されることとなっています。

他の在留資格から本特定活動に在留資格変更許可申請を行う際は、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第3節も併せて御参照ください。

イ 雇用契約及び所属機関に関する要件

- 特定自動車運送業準備所属機関に関する要件のうち、次のものについては特定技能所属機関と同様の要件です。

〈特定自動車運送業準備雇用契約の基準〉

- ・ 労働関係法令に適合していること
- ・ 所定労働時間に関するもの
- ・ 報酬等に関するもの
- ・ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇に係る差別的取扱いをしていないこと
- ・ 一時帰国のための有給休暇取得に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備外国人が活動を行おうとする事業所が告示（本運用要領別冊1ページにおける「告示」と同様。）で定める産業を行っていること（＊1）
- ・ 帰国担保措置に関するもの
- ・ 健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置

〈特定自動車運送業準備所属機関の基準〉

- ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守
- ・ 非自発的離職者の発生に関するもの
- ・ 行方不明者の発生に関するもの
- ・ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由
- ・ 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの

- ・ 暴力団排除の観点からの欠格事由
- ・ 特定技能所属機関の行為能力・役員等の適格性に係る欠格事由
- ・ 特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成等に関するもの
- ・ 保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由（＊２）
- ・ 支援に要する費用の負担に関するもの
- ・ 労災保険法に係る措置等に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約履行体制に関するもの
- ・ 報酬の口座振込み等に関するもの
- ・ 中長期在留者の受入れ実績に関するもの
- ・ 十分に理解できる言語による支援体制に関するもの
- ・ 支援の実施状況にかかる文書の作成等に関するもの
- ・ 支援の中立性に関するもの
- ・ 支援実施義務の不履行に関するもの
- ・ 定期的な面談の実施に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備所属機関が告示（本運用要領別冊１ページにおける「告示」と同様。）第３条第１号から第２号及び第４号から第７号に該当すること（＊１）

※ 上記＊１の要件の詳細については本運用要領別冊第３を、上記＊２の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章第２節及び後述【留意事項】を、その他の要件については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章を御参照ください。

ウ 特定自動車運送業準備外国人支援計画に関する要件

- 特定自動車運送業準備外国人支援計画に関する要件については１号特定技能外国人支援計画と同様の要件です。

〈特定自動車運送業準備外国人支援計画の内容等〉

- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の必要的記載事項に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の作成言語・写しに関するもの

〈特定自動車運送業準備外国人支援計画の基準〉

- ・ 適切な実施方法等に関するもの
- ・ 一部委託の範囲の明示に関するもの

※ 上記の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第６章を御参照ください。

また、特定自動車運送業準備外国人支援計画の記載事項及び行わなければならない支援の具体的な内容については、運用要領別冊（支援）

を御参照ください。

【留意事項】

- 特定活動告示第55号の別表第16の第7号（上記ア（＊2））及び特定自動車運送業準備基準告示第4条第4項（7）（上記イ（＊2））については、上陸基準省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の下欄第2号及び特定技能基準省令第2条第1項第4号（7）と同様の要件です。
- ・ 運転免許の取得費用の負担については、所属機関が負担することが望ましいですが、特定自動車運送業準備外国人（受け入れる予定の外国人を含む。以下本【留意事項】において同じ。）本人が負担する場合は、採用時等に受入れ外国人が十分に理解できる言語による説明を行うなど、丁寧な説明を心掛け、事前に受入れ外国人の了承を得るようにしてください。
- ・ また、特定活動（特定自動車運送業準備）の適正な活動が阻害されることを防ぐため、労働基準法第16条の規定とは別に、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示において、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収、財産の管理、違約金を定める契約又は不当に財産の移転を予定する契約を禁止しています。特定活動（特定自動車運送業準備）の適正な活動が阻害されることには、特定自動車運送業準備外国人が労働を強制される契機となることや、自由に転職・退職できないことを含みます。
- ・ 特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に抵触し、外国人の受入れができなくなるおそれがある例としては、特定自動車運送業準備外国人が一定期間勤務することを停止条件として、免許取得費用の返済を免除する内容の契約を締結することや、特定自動車運送業準備外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約を締結することが挙げられます。これらの特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に基づき、日本人と異なる取扱いになったとしても、特定自動車運送業準備基準告示第3条第1項第4号に掲げる報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての差別的な取扱いには該当しません。
- ・ なお、特定自動車運送業準備外国人の運転免許の取得費用について、所属機関が当該費用を賃金に含めて補填することは、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に抵触しません。

【本特定活動に係る在留諸申請の提出書類について】

- 本特定活動に係る在留諸申請は、原則として「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊第2から第3までに記載する書類と同じ書類を提出する必要があります。ただし、次の表の左欄に掲げる書類については、表の右欄に掲

げる本運用要領別冊の参考様式を提出してください。

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊に記載する書類	在留諸申請時に提出する書類
分野参考様式第15-1号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）」	分野参考様式第15-3号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（特定自動車運送業準備所属機関）」
分野参考様式第15-2号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」	分野参考様式第15-4号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」
参考様式第1-4号 「特定技能外国人の報酬に関する説明書」	分野参考様式第15-5号 「特定自動車運送業準備外国人の報酬に関する説明書」
参考様式第1-5号 「特定技能雇用契約書」	分野参考様式第15-6号 「特定自動車運送業準備雇用契約書」
参考様式第1-6号 「雇用条件書」	分野参考様式第15-7号 「雇用条件書」
参考様式第1-9号 「徴収費用の説明書」	分野参考様式第15-8号 「徴収費用の説明書」
参考様式第1-16号 「雇用の経緯に係る説明書」	分野参考様式第15-9号 「雇用の経緯に係る説明書」
参考様式第1-17号 「1号特定技能外国人支援計画書」	分野参考様式第15-10号 「特定自動車運送業準備外国人支援計画書」
参考様式第1-23号 「特定技能所属機関の役員に関する誓約書」	分野参考様式第15-11号 「特定自動車運送業準備所属機関の役員に関する誓約書」
参考様式第1-25号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」	分野参考様式第15-12号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」

③ 特定自動車運送業準備所属機関による報告

- 特定自動車運送業準備所属機関は、次の事由に該当する場合には、出入国在留管理庁長官に対する報告が義務づけられています。

- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約の変更をしたとき（＊１）
- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約が終了したとき（＊２）
- ・ 新たな特定自動車運送業準備雇用契約を締結したとき（＊３）
- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の変更をしたとき（＊４）
- ・ 登録支援機関との委託契約を締結したとき（＊５）
- ・ 登録支援機関との委託契約を変更したとき（＊６）
- ・ 登録支援機関との委託契約を終了したとき（＊７）

○ 上記の報告については、事由に該当した日から１４日以内に、特定自動車運送業準備所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局に書面を持参又は郵送して行う必要があります（出入国在留管理庁電子届出システムでは報告を受け付けていません。）。

【本報告における提出書類について】

○ 本報告は、「特定技能」の在留資格における特定技能所属機関による届出に当たるものです。

報告に係る留意事項及び添付書類については、特定技能所属機関による届出と同様となっていますので、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第７章第１節第１から第３までを御参照ください。

ただし、以下の表の左欄に掲げる書類については、表の「報告時に提出する書類」欄に掲げる本運用要領別冊の参考様式を提出してください。

	「特定技能外国人受入れに関する運用要領」に記載する書類	「特定技能外国人受入れに関する運用要領」における該当部分	報告時に提出する書類	備考
1	参考様式第３－１－１号 「特定技能雇用契約の変更に係る届出書」	第７章第１節第１	分野参考様式第１５－１３－１号 「特定自動車運送業準備雇用契約の変更に係る報告書」	上記＊１に該当する場合
2	参考様式第３－１－２号 「特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書」	（契約終了）第７章第１節第２ （新たな契約締結）第７章第１節第３	分野参考様式第１５－１３－２号 「特定自動車運送業準備雇用契約の終了又は締結に係る報告書」	上記＊２及び＊３に該当する場合
3	参考様式第３－１号（別紙） 「特定技能雇用契約に係る届出書（別紙）」	—	分野参考様式第１５－１３号（別紙） 「特定自動車運送業準備雇用契約に係る報告書（別紙）」	項番１、２の別紙
4	参考様式第３－２号 「支援計画変更に係る届出	第７章第２節	分野参考様式第１５－１４号 「支援計画変更に係る報告	上記＊４に該

	書」		書」	当 する 場合
5	参考様式第3－2号(別紙) 「支援計画変更に係る届出 書(別紙)」	—	分野参考様式第15－14号 (別紙) 「支援計画変更に係る報告書 (別紙)」	項 番 4 の別紙
6	参考様式第3－3－1号 「支援委託契約の変更に係 る届出書」	第7章第3節第2	分野参考様式第15－15－ 1号 「支援委託契約の変更に係る 報告書」	上 記 ＊ 6 に 該 当 す る 場合
7	参考様式第3－3－2号 「支援委託契約の終了又は 締結に係る届出書」	(契約終了) 第7章第3 節第3 (契約締結) 第7章第3 節第1	分野参考様式第15－15－ 2号 「支援委託契約の終了又は締 結に係る報告書」	上 記 ＊ 5 及 び ＊ 7 に 該 当 す る 場 合
8	参考様式第3－3号(別紙) 「支援委託契約に係る届出 書(別紙)」	—	分野参考様式第15－15号 (別紙) 「支援委託契約に係る報告書 (別紙)」	項番6、 7 の 別 紙

別表(自動車運送業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 トラック運転者(事業用自動車(トラック)の 運転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (トラック)及び第一種運転免許	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上) (注)			
【特定技能1号】 タクシー運転者(事業用自動車(タクシー) の運転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (タクシー)及び第二種運転免許	日本語能力試験(N3以上)			
【特定技能1号】 バス運転者(事業用自動車(バス)の運 転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (バス)及び第二種運転免許	日本語能力試験(N3以上)			

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。